

平成二十五年十一月七日提出
質問第五五号

パートタイム労働法の早期改正に関する質問主意書

提出者 山井和則

パートタイム労働法の早期改正に関する質問主意書

平成二十四年六月に労働政策審議会において「今後のパートタイム労働政策について（建議）」をとりまとめた。しかし、この建議にもとづくパートタイム労働法の改正法案は国会に未だ提出されておらず、審議・成立に至っていない。

本建議は公労使が一致したものであるため、政府は早急に法案を国会に提出し、建議に基づいてパートタイム労働法を改正すべきであると考ええる。

また、建議に基づいた形でパートタイム労働法を改正することは、まさに安倍政権の掲げる「女性の活躍促進」を体现するものの重要な部分を占めるものであると考えている。なぜなら、本建議に基づくパートタイム労働法改正は、パートタイム労働者の大部分を占める女性の均等・均衡待遇を進めることにつながり、女性の待遇改善を促進することになるからである。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 雇用者総数に占めるパートタイム労働者の割合はどのように推移していると政府は認識していますか。
- 二 パートタイム労働者に占める女性の割合はどの程度であると政府は把握していますか。

三 政府は、パートタイム労働をめぐる課題についてどのように認識していますか。

四 労働政策審議会雇用均等分科会の建議に基づいてパートタイム労働法を改正することは、安倍政権の掲げる「女性の活躍促進」に繋がると考えますが、政府の見解はいかがですか。

五 パートタイム労働法の改正法案を、早期に国会に提出すべきです。政府の見解はいかがですか。
右質問する。